

開発行為等に関する指導要綱の一部改正について

1 改正の目的

「春日井市開発事業に係る紛争及び調整に関する条例」及び「春日井市開発行為等に関する指導要綱」は、主に中高層建築物、大規模開発及び特定用途建築物を対象としています。一定規模以上の葬祭場を「春日井市開発行為等に関する指導要綱」に追加することとし、より良好な近隣関係の保持及び住環境の保持に努めるものです。

2 対象となる建築物

特定用途建築物への追加

葬祭場（業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設）

(1) 用途地域が住居系の地域

床面積の合計が 150 ㎡を超えるもの

(2) 用途地域が商工業系の地域

床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの

(3) その他の地域

床面積の合計が 150 ㎡を超えるもの

3 施行予定日

平成 22 年 4 月 1 日

*指導要綱については、春日井市ホームページからダウンロードできます。

「申請書ダウンロード→部課別→まちづくり推進部建築指導課→開発指導要綱」

<http://www.city.kasugai.lg.jp/machi/kenchiku/009085.html>

新指導要綱については、3 月中旬頃にホームページに掲載する予定です。

春日井市 まちづくり推進部 建築指導課

電 話 0568-85-6328

開発行為等に関する指導要綱について

1. 事前協議を要するもの

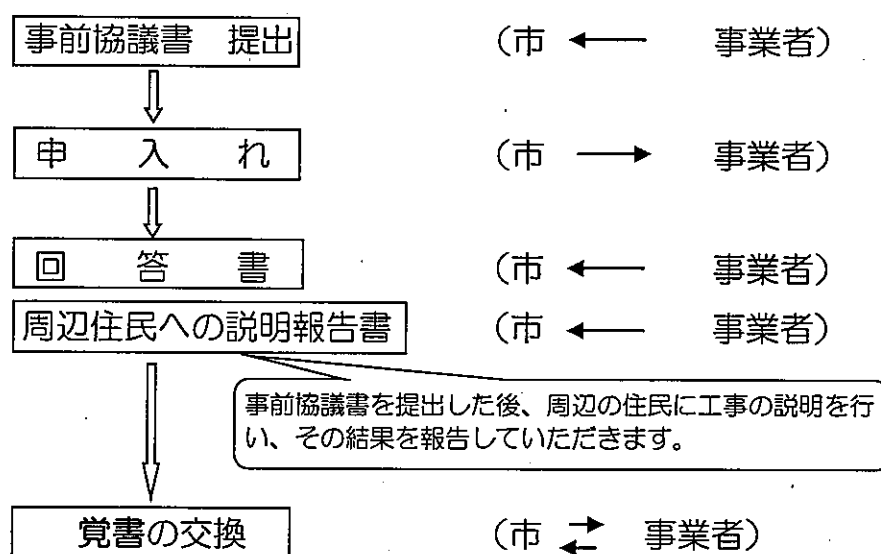
- ①開発事業区域の面積が0.3ha以上のもの
住宅地開発にあっては0.1ha以上のもの
- ②住宅の計画戸数が10戸以上のもの
- ③高さが10mを超える建築物
建築基準法施行令第138条第1項に定める工作物で、
高さが15mを超えるもの（鉄塔・広告塔等）
- ④第1種・第2種低層住居専用地域において軒高が7mを超える、
または、地上階数が3階建以上のもの

今回変更 ⑤特定用途建築物に葬祭場を追加

（業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。）

* 建築確認申請等の手続きの前に、周辺住民への周知を図っていただきます。

2. 指導要綱手続きの流れ



関係法令の手続きの開始（開発許可・建築確認申請 等）